

九大生協の「留学生住宅保障制度」を使ったお部屋探し

この制度は、留学生がスムーズにお部屋の契約ができるように九大生協が設けたものです。斡旋収益の一部を基金として運用されています。この制度は、皆さんだけではなく、今後九大に来る多くの留学生のためにも役立ちます。住まい探しに困っている留学生同士が助け合える制度になることを目指しています。

この制度は、趣旨に賛同してもらった不動産業者やオーナーの理解と協力で成り立っています。

【特徴と留意事項】

1. 身元引受人(連帯保証人)を探す必要ありません。
2. 保障会社等への契約も不要です。
3. **どの物件でも契約できるわけではありません。** 予めご了承ください。
4. **九大生協に加入していただきます。** 留学生の場合、出資金は 5,000 円以上。
出資金は、留学期間が終了し、九州大学の籍がなくなるときに全額返還いたします。
5. **生協のおすすめする火災共済と学生賠償責任保険にご加入いただきます。**
必要となる掛金は契約月で変わってきますが、詳しくは店頭でご確かめください。
※研究生など学生の身分でない方は、火災共済や学生賠償責任保険には加入できません。別途保険契約が必要です。また、1 年を超えて滞在する方については、契約に際し敷金の預け入れが無かった場合、家賃の 1 ヶ月分を九州大学生協がお預かりします。契約のお部屋を退去する時に全額返却(無利息)いたしますが、万一入居中及び退去時に金銭的トラブルが発生した場合、その対応費用として充当させていただきます。

【本制度を利用するには、】

①まずは、生協のお店で制度の利用申請をします。

お部屋探しを始める前に生協店舗で申し込みをします。部屋を決めた後での申し込みは認められません。下記いずれかのお店へお越しください。

この時点ではまだ生協に加入していなくても構いません。加入方法など説明します。

【お願い】日本語の話せる方と一緒にお願いします。

箱崎地区：農学部6号館内 理農購買書籍店 092-642-1755

伊都地区：ビッグオレンジ内 UNIV.CO-OP Book Shop 092-805-7700

②紹介状を発行して、不動産業者をご紹介します。

店舗では、あなたのご希望に添ったお部屋を持つ不動産業者を紹介します。不動産業者から、この保障制度で入居できるお部屋を紹介します。気に入ったお部屋があれば、契約手続きを進めます。

③生協店舗に連絡します。

同時に生協店舗で、生協への加入手続きと、火災共済・学生賠償責任保険の加入手続きをします。

※入居するには火災保険等の契約が必ず要ります。生協で共済・保険の加入手続きをしたら、生協が「加入確認書」を発行して、不動産業者へ渡します。

生協と不動産業者でのやり取りが終わると、契約締結になります。

※一時帰国などで、しばらく連絡が取れなくなるときは、管理会社やオーナーに必ず連絡をします。

お部屋を退去されるときは、生協へもご連絡ください。

【学生以外の利用について】

九州大学の外国人研究者の方も、九州大学生協にご加入いただくことで、本制度の内容を『外国人研究者住宅保証制度』として利用できます。利用にあたって以下の条件が適用されます。

- ・（保険加入）学生以外の場合、学生総合共済および学生賠償責任保険には加入できません。賃貸借契約に際して、同等の保障内容の保険にご加入いただきます。
- ・（保証金）1年を超えて滞在する方については、契約に際し敷金の預け入れが無かった場合に限り、家賃の1ヶ月分を九州大学生生活協同組合がお預かりします。契約したお部屋を退去するときに全額返却（無利息）いたしますが、万一入居中及び退去時に金銭的トラブルが発生した場合、その対応費用として充当させていただきます。
- ・（要請出資金）生協加入にあたり、教員の方は25,000円の出資をお願いいたします。お預かりした出資金は、生協脱退時に全額返還いたします。

お部屋探しの手順や手続き等に関しては、「留学生住居保証制度」の運用に準じます。

保障内容は別紙の通りです。

平成25年11月
九州大学生生活協同組合

留学生居住の賃貸借契約に伴う九州大学生生活協同組合の留学生住宅保障制度について

1 (留学生住宅保障制度の対象)

契約者本人が留学生住宅保障制度に申し込み、それを九州大学生生活協同組合が了承した場合に、九州大学生生活協同組合が本条項に定める保障をする。

2 (留学生住宅保障制度の保障期間)

普通借家契約においては3年を限度とし、3年目の契約更新の前日までとする。但し、借主が事前に延長を希望し、九州大学生生活協同組合がそれを認める場合は、別に定める料金を支払うことにより、1年間の延長が可能とする。

(2) 定期借家契約においては、その契約期間とする。

(3) 九州大学生生活協同組合の債務負担が4項に定める保障上限額を超えた場合は、超えた日を以て保障期間の終了日とする。

3 (保障の請求)

貸主は自らの努力の範囲外で借主の債務回収が不可能となった場合は、九州大学生生活協同組合に対し保障を請求することができる。

4 (留学生住宅保障制度の保障範囲)

留学生住宅保障制度の保障上限額は、契約家賃の2.5月分までとする。

(2) 借主を保障の対象人とする。

(3) 九州大学生生活協同組合は、借主と連帯して、借家契約から生じる次の借主の債務を負担するものとする。

① 滞納家賃とその遅延損害金

滞納家賃とは毎月の固定費を言い、家賃、共益費、水道光熱費、町内会費、駐車場、インターネット使用料定額等を含むものとする。

② 退去に伴う原状回復費用

退去時の残置物撤去費用、ゴミ処理費用、故意過失による損耗に対する修繕費等

③ 解約通知義務に違反したことによる違約金

④ 行方不明時の家財等の処分費用

⑤ 更新料及び更新事務手数料

(4) 行方不明等の場合、貸主よりの通知により、九州大学生生活協同組合は貸主と共同して、解決にあたる。

5 契約期間中、貸主と借主との合意により、借家契約の内容等に変更が生じた場合、貸主は九州大学生生活協同組合に対しても通知するものとする。

(2) 債務の内容、範囲に疑義が生じた場合は、貸主と九州大学生生活協同組合で誠意を持って協議し、決定する。